

令和2年12月2日

保護者の皆様へ

気仙沼市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（お知らせ）

平素より、学校の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症における市立学校の対応につきまして、令和2年9月8日付け文書でお知らせしておりますが、宮城県の対応に変更があったことから、改めて下記のとおりお知らせいたします。

記

1 臨時休業について

児童生徒や教職員が新型コロナウイルスに感染した場合にあっては、感染拡大防止の観点から当該学校を臨時休業にする予定です。その期間は、保健所等の助言に基づき、適切な消毒作業や保健所による接触状況調査等を実施する、できるだけ短い期間とします。

なお、臨時休業とする場合にあっては、感染拡大予防対策及び不要な憶測を招かないようにするため、学校名を公表することを原則とします。

◇当該事案が発生した場合には、学校より別途通知いたします。

2 誹謗中傷の防止について

新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の恐れに対する誹謗中傷が懸念されています。「感染症は誰しものが予期せず罹患する可能性があります」。学校においても十分に指導して参りますが、保護者の皆様におかれましても、心ない噂や患者探しなどが行われなように御協力をお願い致します。

3 心配される症状がある場合の相談について

○変更前：息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している方は、県の「健康電話相談窓口」〈022-211-3883, 022-211-2882〉（24時間受付）等へ電話相談する。

○変更後：息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している方は、**かかりつけ医等または県の「受診・相談センター」**〈022-211-3883, 022-211-2882〉（24時間受付）等へ電話相談する。

※「かかりつけ医等」が追加され、かかりつけ医等がない場合に「受診・相談センター」に電話相談します。

※県の相談窓口の名称が変更されていますが、電話番号は変更ありません。

4 お願い

- ・御家庭でも感染防止、「新しい生活様式」の取組にさらに御協力をお願いします。
- ・引き続き、毎日の健康観察や体温測定や、身体距離が十分にとれないときはマスクの着用が必要です。御対応をお願いします。
- ・お子様や同居する御家族がPCR検査を受ける場合には、感染拡大予防の観点から、学校に御連絡ください。

○この件についての問合せは、在籍する市立学校又は気仙沼市教育委員会学校教育課（22-3441）まで御連絡ください。